

# 公共機関などを名乗る「かたり商法」にご注意!!

確定申告が始まるこの時期に多く発生する消費者トラブルが「かたり商法」です。

公共機関（税務署、消防署、警察、役場、年金事務所など）や有名企業の職員やその関係者であるかのように装い、還付金があるなど嘘の情報で手数料の支払いを求めたり、商品やサービスの契約をさせようとするものです。

## かたり商法の手口

### ①「こちらは、〇〇税務署です」

「税金が還付されます」  
などとかたり、  
「口座番号を教  
えて」  
「振り込むために  
事前に手数料を  
納めて」と指示  
してきます。



### ②「こちらは、〇〇年金事務所です」

「年金が還付されます」などとかたり、「余分に納めた分を還付するから口座番号を教えて」「還付金をATMで送金しますからこちらの言うとおりに操作して」と指示してきます。



### ③「こちらは、〇〇警察署（〇〇交番）です」

「キャッシュカード（クレジットカード）の情報が盗まれています」などとかたり、「取り戻すために通帳の口座番号、カード番号、暗証番号を教えてください」と指示してきます。



### ④「〇〇消防署から来ました」

「法律が変わりました」  
「今後は使え  
なくなります」  
などとかたり、  
商品やサービ  
スを販売しよう  
とします。



## 被害にあわないために

- ・税金や年金の還付は、ハガキなどで事前に通知されます。必ず相手を確認しましょう。即答を避け、いったん電話を切りましょう。
- ・公共機関に電話などで確認してください。
- ・公共機関が銀行のATMの操作を求めることは絶対にありません。
- ・他人には家族構成や財産、口座番号、暗証番号などを絶対に教えてはいけません。

困ったときは、消費者ホットラインや県民生活相談センターに相談しましょう。

### ◆相談連絡先

消費者ホットライン	☎0570-064-370
県民生活相談センター	☎277-1003
警察安全相談室	☎272-9110
役場環境経済課消費生活相談窓口	☎388-1301

（第1・第3月曜日は専門相談員による相談も開催 18ページ参照）